

(案)

資料18

区域計画の変更の認定申請書

令和7年 月 日

内閣総理大臣 殿

愛知県国家戦略特別区域会議

令和6年12月19日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容」中、「特産種類の製造事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 18 別紙

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（変更案）

令和 7 年 5 月 29 日

愛知県国家戦略特別区域会議

1 ～ 4 略

5 法第 10 条第 1 項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

(1) 略

(2) 名称：特産酒類の製造事業

内容：酒税法の特例

(構造改革特別区域法第 26 条に規定する特産酒類の製造事業)

愛知県豊橋市内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう、柿又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6 k1）が 2 k1 に引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となることで、多様な農業経営スタイルの実現や地域ブランドの創出を促進し、地域資源を活用した観光ビジネスの振興に寄与する。【令和 7 年度より製造開始予定】

規制の特例措置の適用を受けようとする者等 別紙 3

1. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

愛知県豊橋市において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう、柿又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。）を原料とした果実酒を製造しようとする者。

2. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本国家戦略特別区域計画の認定を受けた日

3. 特定事業の内容**(1) 事業に関与する主体**

上記 1 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

愛知県豊橋市の全域

(3) 事業の実施期間

上記 1 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実施される行為や整備される施設等の詳細

上記 1 に記載の者が、愛知県豊橋市において、特産物を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

4. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、愛知県豊橋市において、特産物を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6 k1）が 2 k1 に引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、地域での新たな起業や事業展開に繋がり、農業者の経営多角化、新規就農者の増加、新たな地域ブランドの創出が図られ、地域の活性化に繋がるものである。

なお、当該特例措置により、酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査や調査の対象となることから、愛知県豊橋市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導を行うこととする。

新旧対照表

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
1～4 略 5 法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容 (1) 略 <u>(2) 名称：特産酒類の製造事業</u> <u>内容：酒税法の特例</u> <u>(構造改革特別区域法第26条に規定する特産酒類の製造事業)</u> <u>愛知県豊橋市内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう、柿又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6kl）が2klに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となることで、多様な農業経営スタイルの実現や地域ブランドの創出を促進し、地域資源を活用した観光ビジネスの振興に寄与する。【令和7年度より製造開始予定】</u> <u>規制の特例措置の適用を受けようとする者等 別紙3</u>	1～4 略 5 法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容 (1) 略 [加える。]